

(別紙)

卸売市場法施行規則及び卸売市場に関する基本方針の一部改正案に寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見・御質問の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見・御質問の概要	御意見・御質問に対する考え方
指定飲食料品等、費用を速やかに提示いただきたいです。	<p>食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）の第41条に基づく指定飲食料品等の指定については、現在、指定すべき品目を検討しているところです。</p> <p>今後、令和8年4月以降に予定されている食料システム法全面施行に向けて、可能な限り早期に指定飲食料品等の指定を行うとともに、食料システム法第42条の認定指標作成等団体から、持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成・公表に関する申請があった場合には、適切に対応してまいります。</p>
施行日が令和8年4月1日ですと、条例には議会の承認が必要ですが、こちらの組合では、令和8年2月初旬が年度最後であり改正が間に合うか、早めの情報提供をお願いしたいです。または、猶予期間等の対応をお願いいたします。	<p>今般の卸売市場法の改正に係る業務規程の改定については、既にそのイメージを都道府県及び卸売市場関係団体に情報提供しているところです。</p> <p>また、改正卸売市場法の施行日前までに変更認定申請を行えば、その処分が行われるまでの間は、変更の認定を受けたものとみなす経過措置を設けています。</p>
卸売業者に協力をしてもらっての指定飲食料品等の公表となりますが、小さな市場であり、卸売業者及び市場担当者の人数が限られており、実際の担当は、卸売業者・行政市場担当1名ずつとなっております。さまざまな調査や市場業務が毎月あり、事務的な負担が増えないように、簡潔な公表用様式をお願いできればと思います。	<p>指定飲食料品等の公表は、卸売市場の開設者が行うものです。公表様式についてですが、今般の卸売市場法施行規則の一部改正案のとおり、それを定めていないので、公表事項を満たす任意の様式で公表いただければ結構です。</p> <p>また、既に卸売市場における公表イメージを都道府県及び卸売市場関係団体に情報提供</p>

	しているところです。
--	------------